

業務委託等における障害を理由とする差別の解消に関する留意事項

平成28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、市では、「障害を理由とする差別の解消に関する所沢市職員対応要領」を定めました。

業務委託等における受注者の取組については、業務を所管する省庁から民間事業者向けの対応指針が発出されているところですが、本市の対応要領の趣旨を理解の上、業務の遂行にあたり次の事項について配慮願います。

1. 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけないような条件をつけるなどの差別的取扱いをしないこと。

＜例＞ ※例は、正当な理由がないことを前提とします。

- ・障害を理由に対応を拒否する。または後回しにする。
- ・特に必要がないにも関わらず、付き添いの同行を求める。または同行を拒否する。
- ・障害を理由に威圧的な態度や、横柄な対応をする。

2. 合理的配慮の提供

障害者から配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で、当該障害者の性別、年齢、障害の状態などに応じて、必要かつ合理的な配慮をすること。

＜例＞ ※本人の意思を確認すること。

- ・段差がある場合に、車いす利用者の補助をする。
- ・視覚障害や肢体不自由等で文字を書くことが困難な場合、代筆する。
- ・アナウンスや呼出しに気づくことのできない聴覚障害者に配慮する。
- ・説明は、ゆっくり、分かりやすく伝える。また、メモを渡すなど相手が理解しやすい方法で伝えるよう配慮する。